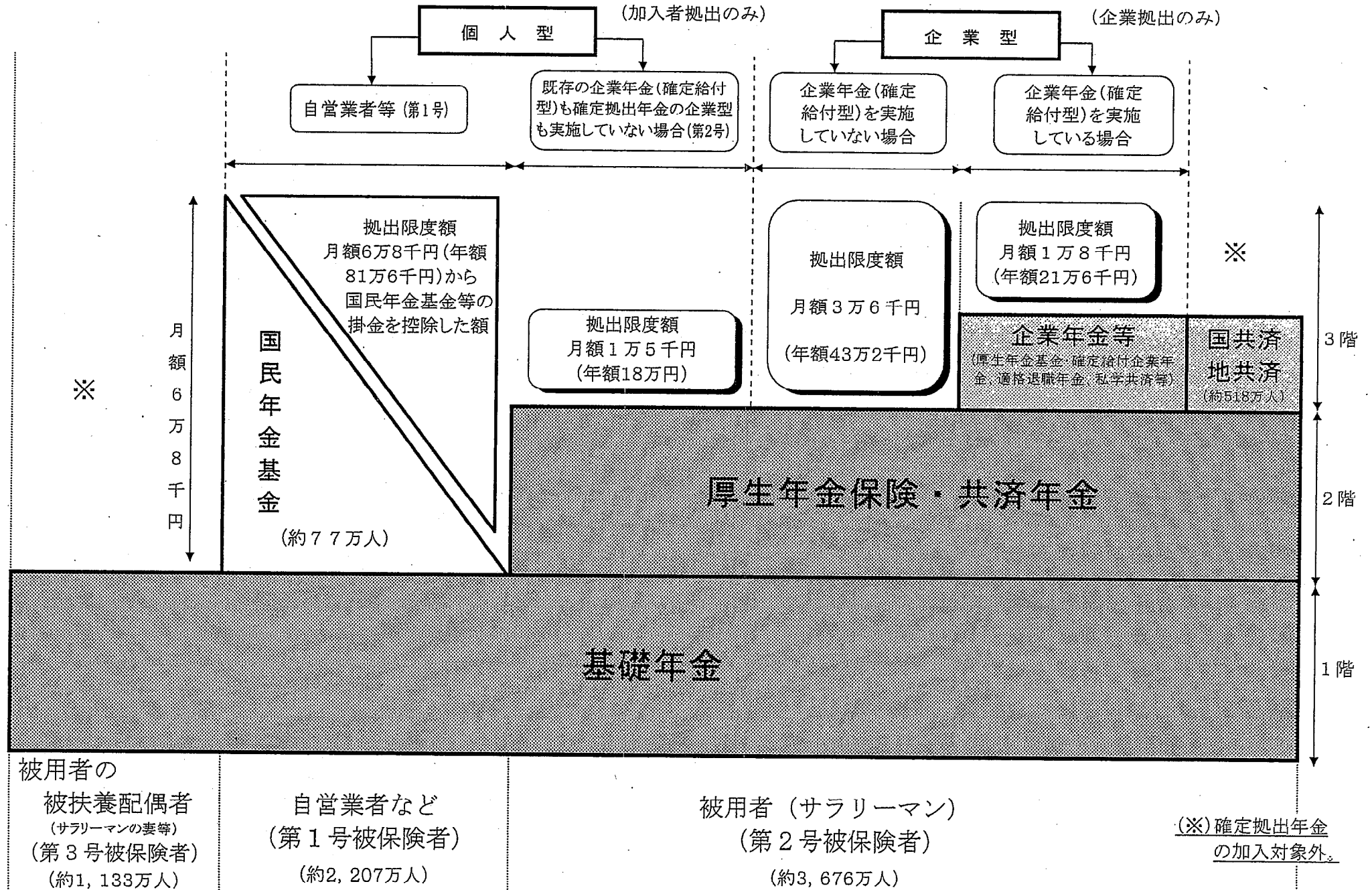


確定拠出年金の対象者・拠出限度額と既存の年金制度への加入の関係

平成14年3月末現在

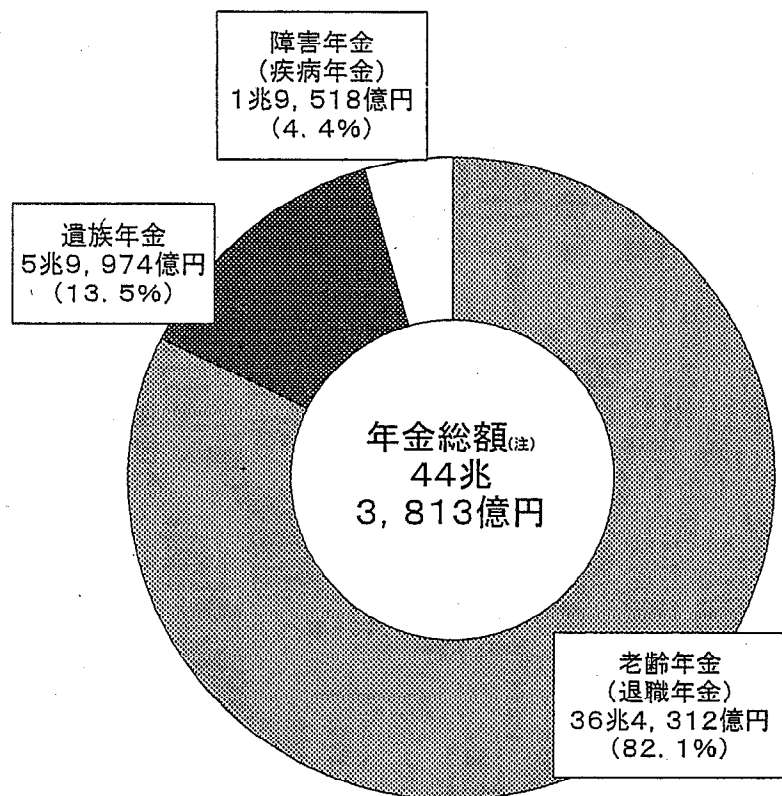


遺族基礎年金と遺族厚生年金

未定稿

	遺族基礎年金 (国民年金)	遺族厚生年金 (厚生年金保険)
支給要件	<p>次の①から③までのいずれかに該当する人が死亡したときは、その遺族に支給される。</p> <p>①国民年金の被保険者 ②国民年金の被保険者であったことがある60歳以上65歳未満の者 ③老齢基礎年金の受給資格期間を満たした者</p>	<p>被保険者又は被保険者であった者が、次の要件のいずれかに該当したときにその者の遺族に支給される。</p> <p>①被保険者が死亡したとき ②被保険者期間中の傷病がもとで初診の日から5年以内に死亡したとき ③1級・2級の障害厚生年金を受けられた者が死亡したとき ④老齢基礎年金の資格期間を満たした者が死亡したとき</p>
遺族の範囲	<p>被保険者などの死亡当時、その者によって生計を維持されていたその者の子のある妻又は子</p> <p>※「子」とは、18歳に達した日の属する年度末までの間にあるか、又は20歳未満で1級若しくは2級の障害の状態にあり、かつ、婚姻していない者をいう。</p>	<p>被保険者などの死亡当時、その者によって生計を維持されていたその者の配偶者、子、孫、父母、祖父母(次の要件に該当する場合に限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妻 ・18歳に達した日の属する年度末までの間にあるか又は20歳未満で1級若しくは2級の障害の状態にあり、かつ、婚姻をしていない子又は孫 ・55歳以上の夫、父母又は祖父母(60歳から支給開始)
年金額	<p style="text-align: center;">797,000円＋加算額</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">{</div> <div style="margin-right: 10px;">加算額</div> <div style="margin-right: 10px;">子2人まで</div> <div style="margin-right: 10px;">:</div> <div style="margin-right: 10px;">各229,300円</div> <div style="margin-right: 10px;">子3人目以降</div> <div style="margin-right: 10px;">:</div> <div style="margin-right: 10px;">各76,400円</div> </div>	<p style="text-align: center;">老齢厚生年金(報酬比例部分)の4分の3</p> <p>※ 遺族厚生年金の受給権者である妻(65歳未満の者)に対し、一定の要件の下、遺族厚生年金額の加算措置がある。 ※ 遺族自身が老齢厚生年金の受給者である場合の一定の併給調整措置がある。</p>
受給者数 (平成13年度末)	約15万人	約344万人

公的年金の受給権者数及び年金総額の状況(平成12年度)



(注)年金総額は、昭和61年度からの新年金制度及びそれ以前の旧制度適用との合計。

(備考)社会保障統計年報(平成14年度版)により作成。

	受給権者数 (万人) (注1)	年金総額 (億円)
老齢年金(退職年金)	4,118.6	364,312
・老齢基礎年金	1,176.4	77,953
・老齢厚生年金	1,103.9	121,770
・退職共済年金(注2)	256.8	55,570
・厚生年金基金	468.2	20,408
・恩給	49.5	3,422
・厚生年金保険(旧制度)	432.7	60,298
・国民年金(旧制度)	631.1	24,891
障害年金(疾病年金)	200.3	19,518
・障害基礎年金	131.0	12,024
・障害厚生年金	26.1	2,001
・障害共済年金(注2)	5.1	806
・恩給	5.4	1,103
・厚生年金保険(旧制度)	16.4	2,094
・国民年金(旧制度)	16.3	1,481
・船員保険	0.04	9
遺族年金	585.7	59,974
・遺族基礎年金	31.7	2,486
・遺族厚生年金	261.3	26,037
・遺族共済年金(注2)	78.2	11,005
・恩給	96.3	9,037
・厚生年金保険(旧制度)	112.5	11,091
・国民年金(旧制度)	5.6	289
・船員保険	0.1	29

(注1)受給権者数は、各種年金毎の受給権者であり、重複適用を排除していない。

(注2)共済年金には旧制度を含む。